



島根県報

令和8年2月13日（金）
号外 第21号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告示

島根県告示第84号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年2月13日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	国賀海岸線	隱岐郡西ノ島町大字浦郷字六本松1132番2地先から同字国加坂1106番1地先まで	A 前	メートル 4.14～ 64.25	メートル 236.70	隠岐支庁県土整備局	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			B	9.09～ 61.80	223.60		道路改良工事 ダブルウェイ解消
			後 B	9.09～ 43.68	223.60		町道移管